

第16日

平成25年6月28日（金）

午前10時零分開会

○議長（手嶋源五君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は20名で、会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

委員会付託中の議案等について、別紙配付のとおり、審査結果報告書が提出されました。よって、これより本件の審議に入ります。

それでは、総務文教常任委員会に付託していた第58号議案ほか2件を議題とし、総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長。

（総務文教常任委員長 浅尾静二君登壇）

○総務文教常任委員長（浅尾静二君） ただいま議題となりました第58号議案ほか2件につきまして、慎重に審査いたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡潔に御報告いたします。

まず、第58号議案朝倉市特別職の職員の給与等に関する条例及び朝倉市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づく国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、市長、副市長及び教育長に対する給与の支給に当たって、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間、給料の月額を10%減額して支給し、その間の期末手当の額もこの減額された額に基づき算出し、支給するものであります。

本委員会といたしましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第59号議案朝倉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づく国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、職員に対する給与の支給に当たって、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間、職務の級の区分に応じて4.77%から9.77%減額するとともに、管理職手当を一律5%減額して支給しようとするもの等であります。この改正は、国が国家公務員の給与削減に準じて地方公務員の給与の引き下げを行うことを要請してきたものであり、それを前提とし、地方交付税の減額がなされることとなっております。

執行部の説明によりますと、今回の国の要請に当たっては憤りを感じるものの、既に地方交付税の削減がなされることが決定しており、そのことで市民サービスを低下させることはあってはならないことであり、国家公務員等との給与の均衡も考慮に入れると、給与減額をせざるを得ないということでありました。

委員からは、予算編成時には地方交付税の削減がされたものとして歳入を組みながら、

給与については減額されてないままの歳出を計上していたことから、その時点では市民サービスを低下させた予算編成ではなかったはずであるため、給与削減の理由にはならないのではないかと指摘する意見もあっております。

これに対し執行部は、今回、給与削減をしなかったとしても、本年度、直接市民サービスの低下につながることはないが、予算編成時に基金の取り崩しをしているものを今回の給与削減で財源組み替えをすることにより、後年度へ基金を持ち越すことができるため、結果として市民サービスにつながると考えられるとのことであります。

委員会といたしましては、本来、職員給与は市が自主的に決めるべきものであり、今回のように地方交付税の減額に合わせて削減を要請されるものでなく、国が地方交付税を地方公務員給与引き下げの手段として用いたことは、地方自治の根幹にかかわる大きな問題であると判断するものの、執行部の市民サービスを低下させないための苦渋の決断であるとの説明も理解できるものと考え、全員異議なく可決すべきものと決しました。

最後に、第65号議案交通事故による損害賠償についてであります。

本件は、公務遂行中に発生した交通事故により被害者の受けた損害を賠償するに当たり、その額を定めること、和解契約を締結すること及び求償権を放棄することについて、地方自治法第96条1項の規定により、議会の議決を求められているものであります。

内容といたしましては、平成25年5月10日、午後2時30分ごろ、加害者が公用車を後進で運転中、被害者の駐車中の軽自動車に接触し、損害を与えたものであります。

なお、和解契約につきましては、市が相手方に損害賠償金として18万7,197円を支払う内容となっているところであり、全額保険で処理されるものであります。

本委員会といたしましては、公務遂行中に起こした事故による措置であり、やむを得ないとしながらも、さらなる事故防止の対策に努めるよう要望し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会における審査の経過及び結論でございます。何とぞ、本会議におかれましても、本委員会の結論に御賛同賜りますようお願い申し上げます。

なお、第58号議案及び第59号議案の審査に当たり、地方公務員の給与削減に合わせた地方交付税の一方的な削減措置については、国に対し意見書を提出する必要があるとの提案がありました。よって、後ほど総務文教常任委員会から意見書案を提出させていただきたいと思っております。このことを申し添えまして報告を終わります。

○議長（手嶋源五君） 以上で、総務文教常任委員長の報告を終わります。

これより、報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。10番大庭きみ子議員。

○10番（大庭きみ子君） 先ほど、この地方交付税削減された分を基金取り崩しの組み替えに充てるということですが、その基金組み替えの内容、どういう内容に組み替えられるのか、どういう議論がされたのか、お尋ねいたします。

もう1点、意見書が提出されるということでありまして、やはり全国市長会も意見書出

しておりますし、朝倉市議会の全員の意思のあらわれとして出されるんだと思いますが、そのあたりの賛成意見なり、反対意見、どういうものがあつたのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（手嶋源五君） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（浅尾静二君） 基金組み替えの取り崩しの件ですけれども、これは委員会の中で質疑が行われました。執行部からも説明等がっておりますように、補正予算書を見ればその内容についてはわかると思いますので、内容、あえて申しますと、公共施設等整備交付金、この基金を取り崩して財源の組み替えをするようにしております。

意見書につきましては、後ほど提案理由の説明の中でその内容については、また提案理由の説明の中でどういった意見があつたということは、また申し伝えたいと思いますけれども、委員から、このことについては国からの一方的な地方交付税の削減があり、地方分権の侵害だということが主なものでありまして、このことについての内容を皆さん全員一致で意見書を出そうということに結論至りました。

以上です。

○議長（手嶋源五君） 10番大庭きみ子議員。

○10番（大庭きみ子君） 公共事業の組み替えということ、お話が出てましたが、これはパソコン購入の件になるんでしょうか、そのあたり、どういう、ごめんなさい、内容がちょっと、もう少し詳しく説明いただけますか。

○議長（手嶋源五君） 補正予算の関係です、よろしいですか。

○10番（大庭きみ子君） 補正予算、ここでは説明できないんですね。委員会で話し合った内容のことだけで結構でございます。

○議長（手嶋源五君） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（浅尾静二君） 今度の補正予算書の中でそれは出てきておりましたけれども、結局は交付税を削減があつた中で、当初予算の中では公務員の給与の削減はなかったんですけれども、今回、基金の取り崩しをして、その財源のことをやったということなんですけれども、これについて、先ほど委員長報告で述べましたように、その必要はなかったのではないかという意見があつたんですけれども、後ほどの基金取り崩しを今回することによって、後年度にもその市民サービスの低下にはつながらないと、市民サービスの低下につながらないように執行部は考えたということについてはやりとりは行いました。

○議長（手嶋源五君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（総務文教常任委員長 浅尾静二君降壇）

○議長（手嶋源五君） それでは、第58号議案朝倉市特別職の職員の給与等に関する条例及び朝倉市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

を議題といたします。討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第58号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第59号議案朝倉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第59号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第65号議案交通事故による損害賠償についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第65号議案は原案のとおり可決されました。

次に、環境民生委員会に付託していた第48号議案ほか6件を議題とし、環境民生常任委員長の報告を求めます。環境民生常任委員長。

（環境民生常任委員長 柴山恭子君登壇）

○環境民生常任委員長（柴山恭子君） ただいま議題となりました第48号議案ほか6件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡潔に御報告いたします。

まず、第48号議案専決処分について（平成25年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について）であります。

本件は、平成24年度の国民健康保険特別会計の額の確定見込みに伴い、事業勘定におい

て歳入が不足し、この不足額を補填するため、平成25年度予算において繰上充用する予算5億7,000万円の補正を行う必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、平成25年5月27日付で専決処分をしたものを、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求められているものであります。

審査に当たりましては、執行部に対し、平成24年度の国民健康保険特別会計の財政状況について歳入不足となる要因と今後の対応をただしたところであります。

執行部の説明によりますと、国庫負担金の負担率の減少や後期高齢者支援金、介護納付金の増加等の国民健康保険制度の問題、また高度医療の普及や長期入院が増加したことにより医療費が増加していること等が国民健康保険特別会計を圧迫している要因であるとしていますが、医療費の抑制に向けて、より一層、取り組んでいきたいとのことでありました。

本委員会といたしましては、国民健康保険特別会計が依然として厳しい状況であり、今回の専決処分は予算執行上やむを得ないものとするものの、昨年に引き続き、繰上充用で歳入不足を補填することから、早急に執行部としての方向性を決定することを促すとともに、保険年金課のみならず、健康課や介護サービス課等の関係各課と連携した対応策をとりながら、市民の健康増進に努めていただくことを要望して、全員異議なく原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、第50号議案及び第51号議案の特別会計補正予算につきましては、関連がありますので一括して報告させていただきます。

これら2議案につきましては、先ほど可決されました第50号議案に関連し、職員の給与の減額措置に伴う補正を行おうとするものであります。各議案の概要であります。第50号議案平成25年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、事業勘定において251万5,000円を、直営診療施設勘定において382万4,000円を、第51号議案平成25年度朝倉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については97万7,000円を、それぞれ減額しようとするものであります。

本委員会におきましては、地方公務員給与に係る今回の政府の措置が、地方自治体が人件費削減に努力していることを考慮せず、ラスパイレス指数の単年の比較のみに基づき、地方公務員給与引き下げの手段として一方的に地方交付税の削減を用いたことは、地方自治、地方分権への干渉であり、決してあってはならないことであるとの反対意見があったところであります。

また一方で、今回の国の措置については問題があるものの、職員組合が労使交渉を行い、やむを得ないと合意していることもあり、苦渋の決断ではあります。本委員会といたしましては、原案どおり可決すべきとの意見が出され、採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、第52号議案平成25年度朝倉市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであ

ります。

本件につきましても、先ほど可決されました第59号議案に関連し、職員の給与の減額措置に伴う補正を行おうとするもので、保険事業勘定で334万円について、前第50号議案及び第51号議案同様、減額しようとするものであります。

本委員会といたしましては、前2議案同様、苦渋の決断ではありますが、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第60号議案朝倉市火葬施設条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本件は、火葬場の使用料を改定したいので、この条例を制定しようとするもので、内容といたしましては、市外居住者の使用料を増額改定するものであります。

執行部の説明によりますと、朝倉市営の火葬施設については、老朽化に伴い、火葬炉の改修工事等の経費が増加しており、また、平成23年度まで3年間の維持経費が1人当たり4万5,000円程度と、現行の市外居住者の使用料を大きく上回っている状況であるとのことです。これらのことから、今回の条例改正により、老朽化に伴う施設の維持管理費用を抑制させること、また、経費を考慮した使用料の設定を目的とし、市外居住の利用者に応分の負担をお願いしたいと考えているとのことです。新使用料の金額設定につきましては、近隣の筑前町、大刀洗町、小郡市、久留米市、うきは市の5自治体が設定している料金の平均で設定したとのことです。

本委員会といたしましては、この条例改正は市民サービスの一環である火葬場の安定的な維持管理のためにも妥当であり、改正後の使用料についても、近隣市町村が設定している料金を参考にされていること、また老朽化による維持管理経費の増加に伴い、市外居住者の利用について応分の負担が必要であることも理解できることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第62号議案朝倉市子ども・子育て会議条例の制定についてであります。

本件は、子ども・子育て支援法第77条第1項の規定により、合議制の機関として朝倉市子ども・子育て会議を設置したいので、この条例を制定するものであります。

内容といたしましては、特定教育・保育施設の利用定員の設定、特定地域型保育事業の利用定員の設定、市の子ども・子育て支援事業計画に関して意見を聞くとともに、市の子ども・子育て支援に関する施策の推進に関して必要な事項及び施策の実施状況を調査、審査するため設置しようとするものであります。

さらなる子育て支援の充実を目指そうとするものであることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第63号議案朝倉市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてであります。

本件は、新型インフルエンザ等対策特別措置法が施行されたことに伴い、朝倉市新型インフルエンザ等対策本部に関する事項を定める必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

内容といたしましては、新型インフルエンザ等緊急事態宣言に対応し、市が実施する新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事務を行うため設置するもので、市長を本部長とし、副本部長、本部長、その他職員を置くとのことであります。

審査に当たりましては、新型インフルエンザ等発生時の市の対応について確認したところであります。

本委員会といたしましては、新型インフルエンザ等の蔓延を防止するための条例制定であり、市民の安全・安心のため必要であることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会における審査の経過及び結論であります。何とぞ、本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（手嶋源五君） 以上で、環境民生常任委員長の報告を終わります。

これより、報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。17番手嶋栄治議員。

○17番（手嶋栄治君） 委員長、確認です。50号、51号は賛成多数、52号は全員一致、これでいいですね。（「はい。」と呼ぶ者あり）

わかりました。

○議長（手嶋源五君） 手を挙げてください。

○環境民生常任委員長（柴山恭子君） 申しわけありません。はい、結構です、それで。

○議長（手嶋源五君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（環境民生常任委員長 柴山恭子君降壇）

○議長（手嶋源五君） それでは、第48号議案専決処分について（平成25年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について）を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は承認であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第48号議案は原案のとおり承認されました。

次に、第50号議案平成25年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第50号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第51号議案平成25年度朝倉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第51号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第52号議案平成25年度朝倉市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第52号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第60号議案朝倉市火葬施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第60号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第62号議案朝倉市子ども・子育て会議条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第62号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第63号議案朝倉市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第63号議案は原案のとおり可決されました。

次に、建設経済常任委員会に付託していた第53号議案ほか7件を議題とし、建設経済常任委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長。

（建設経済常任委員長 中島秀樹君登壇）

○建設経済常任委員長（中島秀樹君） 第53号議案ほか7件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論を簡潔に御報告いたします。

まず、下水道課所管の3議案をまとめて報告いたします。第53号議案平成25年度朝倉市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、第54号議案平成25年度朝倉市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、第55号議案平成25年度朝倉市個別排水事業特別会計補正予算（第1号）についてです。

これは第59号議案朝倉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてに起因する職員に対する給与の減額支給に伴い、朝倉市下水道事業特別会計の歳入歳出それぞれ339万6,000円、朝倉市農業集落排水事業特別会計の歳入歳出それぞれ37万9,000円、朝倉市個別排水事業特別会計の歳入歳出それぞれ47万4,000円を減額しようとするものです。

委員会では、下水道課窓口業務の委託料への影響の有無についての質疑を行い、また、この減額は議案審査をする議員にとって苦渋の選択であるとの意見がありましたが、審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決するべきものと決しました。

次に、水道課所管の2議案をまとめて報告いたします。第56号議案平成25年度朝倉市工業用水道事業会計補正予算（第1号）について、第57号議案平成25年度朝倉市水道事業会計補正予算（第1号）についてです。

これは第59号議案朝倉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてに起因する職員に対する給与の減額支給に伴い、朝倉市工業用水道事業会計の収益的収入及び支出において工業用水道事業費184万2,000円、朝倉市水道事業会計の収益的収入及び支出において水道事業費用106万3,000円を減額しようとするものです。

委員会では、審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第61号議案朝倉市営簡易水道条例の一部を改正する条例の制定についてを報告いたします。

市営住宅松の木団地への朝倉市営簡易水道による給水が終了したことに伴い、規定の整理を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものです。

具体的には、簡易水道で給水を行っていた市営松の木団地の建てかえに伴い、水道施設も上水道で対応することになったため、第2条の表から朝倉市馬田1000番地の項を削るものです。

委員会では、審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第64号議案朝倉市過疎地域企業立地促進条例の制定についてです。

林田工業団地を除く旧杷木町における業務用施設等の新設及び増設を奨励し、産業の振興と雇用の増大を推進するため、この条例を制定しようとするものです。同内容の条例が平成25年3月31日に失効したので、新規制定を行い、新条例には失効期限を設けず、かわりに過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合を定める省令（平成12年自治省令第20号）第1条第1号イに規定する期間に新設または増設した事業を奨励措置等の適用者と規定しています。制度の中身は、林田工業団地を除く杷木地域に新設5,000万円以上、増設2,700万円を超えるもので、これらに伴い、増加する常用労働者のうち、朝倉市内の居住者が5人以上であるものに対し、課税免除などの奨励措置を行おうとするものです。

委員会では、次の質疑がなされ、担当課より回答を得ました。

問い、条例に該当する案件の件数は。答え、合併以後に1件、現在調整中の案件が1件である。

問い、常用労働者のうち市内の居住者数が5人以上という要件を判定するに当たり、契約時点から増減があった確認は行っていないのか。答え、企業の進出、書類の提出の際に5人の確認を行い、3年後を視野に入れて聞き取りを行っている。

問い、固定資産税の減免は交付税で措置されるのか。答え、そのとおりである。

問い、この条例制定は国の法律に基づくものなのか、朝倉市独自のものなのか。答え、過疎地域自立促進措置法の上位法令に基づいている。

問い、他市にも同様の取り扱いがあるのか。答え、福岡県内では大牟田市、飯塚市、田川市、八女市、宗像市、嘉麻市、みやま市が同じ取り扱いをしている。

問い、3年経過後の常用労働者について、市内居住者の数値割合は法律に基づいたもの

か。答え、朝倉市のくくりである。

問い、資金の貸し付けはどのようなものか。答え、ふるさと財団をあっせんしている。また、意見として次のようなものがありました。

1、担当課は常用労働者のうち、市内の居住者数が5人以上の条件適合について十分なチェックをしてほしい。

2、3年経過後の常用労働者の市内居住者の数値割合について、目標を置くことはよいことであるが、その数値が低すぎるのではないか、十分に検討してほしい。

委員会では、以上のような十分な質疑、意見交換をした後、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、第66号議案市道路線の認定についてです。

本件は、道路法第8条第1項の規定に基づき、市道2路線を認定するに当たり、同条第2項の規定により議会の議決を求めるものです。

各路線の概要を説明します。まず桑原光明寺1号線につきましては、幅員6メートル、延長115メートルの道路、神田角ヶ本1号線につきましては、幅員9.5メートル、延長305メートルの道路です。

本委員会は、現地調査を行い、認定基準に合致することを確認し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会における審査の経過と結論であります。何とぞ、本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（手嶋源五君） 以上で、建設経済常任委員長の報告を終わります。

これより、報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（建設経済常任委員長 中島秀樹君降壇）

○議長（手嶋源五君） それでは、第53号議案平成25年度朝倉市下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第53号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第54号議案平成25年度朝倉市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第54号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第55号議案平成25年度朝倉市個別排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第55号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第56号議案平成25年度朝倉市工業用水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第56号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第57号議案平成25年度朝倉市水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第57号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第61号議案朝倉市営簡易水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と

し、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第61号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第64号議案朝倉市過疎地域企業立地促進条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第64号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第66号議案市道路線の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第66号議案は原案のとおり可決されました。

次に、総務文教常任委員会に付託していた25請願第1号を議題とし、総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長。

(総務文教常任委員長 浅尾静二君登壇)

○総務文教常任委員長(浅尾静二君) ただいま議題となりました25請願第1号につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡潔に御報告いたします。

25請願第1号「少人数学級推進」、「義務教育費国庫負担制度拡充」にかかわる意見書の提出を求める請願書についてであります。

本請願は、1、少人数学級を推進すること、具体的な学級規模は、OECD諸国並みの

豊かな教育環境を整備するため30人以下学級とすること。

2、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の国負担割合を2分の1に復元すること。

以上2つの事項を求める意見書を国の関係機関に提出してほしいというものであります。

審査に当たっては、まず教育委員会事務局から、国や県の動向について説明を受けたところであります。説明によりますと、平成25年度は5月に開催された第64回全国都市教育長協議会において、平成24年度文教に関する国の施策並びに予算についての陳情が決議され、国に提出されているほか、9月に開催された福岡県市町村教育委員会連絡協議会において、平成25年度福岡県教育施策並びに予算についての要望が決議され、県に提出されております。また、平成25年5月に開催された第65回全国都市教育長協議会においても、義務教育制度の根幹を維持するとともに、義務教育費国庫負担制度の堅持を期すること、少人数学級や障害の多様化に対応した次期公立義務教育諸学校教職員定数改善計画の策定を期することなどの決議がなされていることに加え、文教に関する国の施策並びに予算についての陳情書の提出が昨年度同様に予定されているとのことであります。

本委員会といたしましては、それらの国や県の動向を踏まえ、きめ細かな教育の充実と教育水準の向上、また財政負担の軽減の観点から、本請願の趣旨に賛同し、全員異議なく採択すべきものと決しました。

以上が本委員会における審査の経過及び結論でございます。何とぞ、本会議におかれましても、本委員会の結論に御賛同賜りますようお願いいたします。

なお、御賛同賜れば、25請願第1号の趣旨に基づいた意見書案を後ほど提出したいと思っておりますので、よろしく願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（手嶋源五君） 以上で総務文教常任委員長の報告を終わります。

これより、報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（総務文教常任委員長 浅尾静二君降壇）

○議長（手嶋源五君） それでは、25請願第1号「少人数学級推進」、「義務教育国庫負担制度拡充」にかかわる意見書の提出を求める請願書を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、25請願第1号は採択することに

決しました。

次に、第49号議案の審議を行います。

それでは、第49号議案平成25年度朝倉市一般会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） 賛成の立場から意見を申し上げます。

今回の給与減額に関しましては、国と地方のあり方を問われる大変重大なものであったと、先ほどからも意見がいっぱいありましたが、私もそう思っております。このような結論に達するまで、市長も職員の方も苦渋の選択である決断であったと思っております。しかしながら、1億1,400万円の使途につきましては、私ども3月議会で今年度の予算については十分審議を尽くしてきたところではありますが、その使途につきまして、目的基金である公共施設等整備基金の中からパソコン購入を繰り出したものを組み替えるのではなく、もっとより継続的な住民サービスを行う上で、災害基金など何か慎重な予算執行を今後とも要望しながら賛成意見といたします。

○議長（手嶋源五君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第49号議案は原案のとおり可決されました。

議事進行上、暫時休憩いたします。

午前10時54分休憩

午前11時20分再開

○議長（手嶋源五君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、追加議案等の上程を行います。

本日、市長より議案2件の送付を受けたほか、総務文教常任委員会より意見書案2件、議会運営委員会より発議案1件が提出されました。これを一括上程し、まず市長から提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（森田俊介君） 皆様方には、連日の御審議、まことにありがとうございます。

ただいまから本日追加提案いたしました議案につきまして、提案理由の概要を説明いたしますのでよろしくお願い申し上げます。

まず、第67号議案朝倉市公平委員会の委員の選任につきましては、朝倉市公平委員会委員山見宏之の任期が本年9月29日に満了することに伴い、再度、同人を朝倉市公平委員会

委員として選任することについて、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

第68号議案人権擁護委員の候補者の推薦につきましては、人権擁護委員藤村君代の任期が本年9月30日に満了することに伴い、再度、同人を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、皆様方には十分なる御審議を賜り、御同意いただきますようお願い申し上げます。

(市長降壇)

○市長(森田俊介君) 補足説明があれば承ります。

次に、意見書案について提出者代表の説明を求めます。総務文教常任委員長。

(総務文教常任委員長 浅尾静二君登壇)

○総務文教常任委員長(浅尾静二君) それでは、意見書案第3号及び意見書案第4号につきまして、提出者を代表しまして、提案理由を簡潔に御説明いたします。

まず、意見書案第3号の内容につきましては、お手元に配付のとおりであります。先ほど本会議で採択されました25請願第1号「少人数学級推進」、「義務教育費国庫負担制度拡充」にかかわる意見書の提出を求める請願書の趣旨に沿いまして提出した次第であります。

次に、意見書案第4号の内容につきましては、お手元に配付のとおりですが、先ほどの委員長報告で申しましたとおり、平成25年度の地方公務員給与について、国は国家公務員の給与減額措置に準じて削減を求め、それを前提として地方交付税を削減しました。このことは地方財政の自主的な運営を侵害する地方自治の根幹にかかわる大きな問題であります。よって、地方分権の推進と地方財源の確保充実のため、国と地方の協議が十分に行われ、地方自治の本旨が遵守されるよう求めるものであります。

何とぞ、御賛同賜りますようお願い申し上げまして説明を終わります。

(総務文教常任委員長 浅尾静二君降壇)

○議長(手嶋源五君) 次に、発議案について提出者代表の説明を求めます。議会運営委員長。

(議会運営委員長 桑野博明君登壇)

○議会運営委員長(桑野博明君) ただいま議題となりました発議案第4号につきまして、提出者を代表し、提案理由を簡潔に御説明いたします。

提案の理由といたしまして、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づく国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、また本市は平成24年7月から8月にかけて発生した豪雨災害の被災地でもあることから、議会としても、いまだ困難な生活を強いられている被災された市民と痛みを分かち合うとともに、完全復旧に向けて市財政の一助とす

るため、市議会議員に対する議員報酬の支給に当たって、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間、減額して支給する措置を講じたいので、この条例を制定しようとするものです。

以上、提案理由を御説明いたしました。皆様方におかれましても御賛同賜りますようお願い申し上げます。

(議会運営委員長 桑野博明君降壇)

○議長(手嶋源五君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

議案等考案のため、暫時休憩をいたします。その場でお願いをいたします。

午前11時26分休憩

午前11時28分再開

○議長(手嶋源五君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより追加議案等の質疑を行います。質疑は、申し合わせのとおり同一議題について3回までとなっております。御了承願います。

それでは、第67号議案朝倉市公平委員会委員の選任についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第68号議案人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、意見書案第3号「少人数学級推進」、「義務教育費国庫負担制度拡充」を求める意見書の提出についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、意見書案第4号地方公務員給与にかかわる地方交付税削減に関する意見書の提出についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、発議案第4号朝倉市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

以上で、追加議案等の質疑は終了しました。

次に、追加議案等の委員会付託を行います。

お諮りいたします。意見書案第3号、意見書案第4号及び発議案第4号については、会議規則第35条第2項の規定により、第67号議案及び第68号議案については、会議規則第35条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに本会議において議決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

それでは、第67号議案朝倉市公平委員会委員の選任についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。14番平田悌子議員。

○14番(平田悌子君) 公平委員会に関しましては3名の方がいらっしゃるようで、その中に女性がいないということでございました。最近の問題からして、女性に関する問題も多く発生していると感じておりますので、今後、選任に当たりましては、女性も入れていただくよう要望しながら賛成討論といたします。

○議長(手嶋源五君) ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第67号議案は原案のとおり同意されました。

次に、第68号議案人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第68号議案は原案のとおり同意されました。

次に、意見書案第3号「少人数学級推進」、「義務教育費国庫負担制度拡充」を求める意見書の提出についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、意見書案第3号は原案のとおり

可決されました。

次に、意見書案第4号地方公務員給与にかかわる地方交付税削減に関する意見書の提出についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。10番大庭きみ子議員。

○10番（大庭きみ子君） 賛成の立場で討論いたします。

今回の国の地方公務員給与削減にかかわる地方交付税削減に関しては、地方分権を進める国の方針を大きく逸脱しておりまして、地方交付税を地方公務員給与削減のため、政策誘導手段として用いたことは到底容認できるものではありません。朝倉市も人件費の削減などの行政努力は考慮されており、一方的に地方公務員の給与に干渉することは大変遺憾だと思っております。しかし、労使交渉がなされ、労使ともに市長とも苦渋の決断がなされたということであり、そのことに対しましては尊重しなければならないと思っております。しかし、今後このような一方的な地方公務員の給与削減などが行われるようなことがあってはならないと思っております。地方分権の趣旨を尊重し、そしてまた地方公務員の給与に関しては、一方的なこういう決断を二度としていただかないように意見書に賛成するものであります。

以上です。

○議長（手嶋源五君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、意見書案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、発議案第4号朝倉市議会議員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、発議案第4号議案は原案のとおり可決されました。

次に、諸般の報告を行います。

諸般の報告については、別紙配付のとおりであります。

以上をもって、本定例会に付議された事件は全て終了いたしました。

これにて、平成25年第3回朝倉市議会定例会を閉会いたします。

午前11時35分閉会